西宮協立在宅栄養ケアセンター 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して居宅療養指導・在宅患者訪問栄養指導を提供します。 事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを 次の通り説明します。

1. 事業者

(1) 法人名 社会医療法人 甲友会

(2) 法人所在地 兵庫県西宮市今津山中町 11-1

(3) 電話番号 0798-30-6080 FAX 0798-30-6081

URL https://www.nk-hospital.or.jp/

(4) 代表者氏名 理事長 大 村 武 久(5) 設立年月日 1998 (S63) 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 居宅療養管理指導 事業所

2019年 (R1) 9月1日 (指定事業所番号 2810907424)

※当事業所は西宮協立脳神経外科病院に併設されています。

(2) 事業所の名称 西宮協立在宅栄養ケアセンター

(3) 事業所の所在地 兵庫県西宮市今津山中町 11-1

(4) 連絡先 TEL 0798-30-6080

(5) 事業所長(管理者)氏名 理事長 大 村 武 久 (6) 開設年月日 2019 (R1) 年 9 月 1 日

(7) 通常の事業の実施地域 西宮市一部 (同心円状 2km 以内)

今津を中心とした地域(別紙あり)

(8) 営業日及び営業時間

月曜日~金曜日 (ただし、12月30日から1月3日まで、祝日を除く)

 $9:00\sim17:00$

(9) 事業所の目的

事業者は、介護保険、健康保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身・環境などを踏まえ、適正な療養上の管理及び指導を提供し、生活の質の向上を図ることを目的とする。

3. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

2025年4月1日現在

職	種	職員数			
4 ^以	作里	専従	兼任		
1. 管理者(医師)			1名		
2. 管理栄養士			1名以上		

(2) 主な職種の勤務体制

職種	+===	劼	務	体	制
管理栄養士		8:	45 ~	17:1	10

4. サービス提供の手順

<サービスの申し込みからの流れ>

サービス提供について、開始から修了までは以下の通りです。

3月毎に栄養ケア計画を見直し、継続が必要と判断した場合には、サービスを継続します。

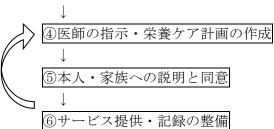
目標達成時には、当サービスは修了します。



②被保険者証の確認・情報収集(居宅訪問、面談など)

↓ 医療情報・生活・食事の状況などを聞き取りします。

③重要事項説明による説明・同意の上、契約の締結



⑦修了(目標達成など時にはサービスを修了します)

5. サービス内容と利用料金

(1) サービスの内容

- ① 医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況などの情報収集を行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた栄養ケア計画を概ね3月毎に作成し見直します。利用者・家族へ説明し、同意を得ます。
- ② 利用者の低栄養状態のリスクを把握(栄養スクリーニング)し、定期的に利用者の生活機能の状態や解決すべき課題を把握(栄養アセスメント)し、以下の内容を実施します。

- ③ 利用者個々の身体状況などを勘案し必要に応じて、体重測定するなど、BMI や体重減少率などから利用者の栄養状態の把握を行います。
- ④ 摂食・嚥下機能及び食形態に配慮された栄養補給(栄養補給量・補給方法等)の提案や助言などを行います。
- ⑤ 食事に関する内容、利用者または家族が主体的に取り組むことができる具体的な内容および相談の実施方法等(栄養食事相談)を行います。
- ⑥ 他のサービスなどにおいて、食生活に関する配慮等が生じた場合には、医師・介護 支援専門員を通じて、関係職種への情報提供を行います。

(2) サービス利用料金 (1回あたりの料金)

利用料金、その他の費用については、別紙の料金表の通りです。

1回のサービスは、30分以上1時間未満で行い、これ以上超えないものとします。

・その他、費用

利用者のお住まいにおいてサービス提供するために使用する電気・ガス・水道・食材などの費用は利用者の負担になります。

(3) 利用料金の変更について

介護保険、健康保険の改正等で金額の変更があった場合は、その額に応じて変更します。

※ 利用者が介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただき、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。サービス提供証明書を後日役所の窓口に提出しますと差額の払い戻しを受ける事ができます。

(4) 利用当日についての中止、変更

サービス当日の指導対象者(利用者・家族)の状態により、サービスの変更・中止をする場合があります。その場合は家族に連絡の上適切に対応します。

変更に伴う料金をお支払いいただきます。

(5) 利用の予約の取り消し

① 利用者のご都合で利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

・訪問時不在だった場合

・ご利用時間が30分未満の場合

利用料金の自己負担額分

② 夜間

(17:30~8:30) は留守番電話での対応ですので、氏名と欠席理由をお話しください。

(6) 振替利用

サービス利用の変更の申し出に対して、当月中にサービスの振替等ができますが、予約 が定員数に達した日には振替ができませんのでご了承ください。

(7) 利用料金のお支払い方法

① 介護保険の場合

料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。なお、利用料金に端数が出た場合には、端数整理をさせていただきます。

- (ア) ご希望の金融機関より口座振替
- (イ) ゆうちょ銀行にて振込み
- (ウ) 現金支払い

(ア)の口座振替の場合は、サービスご利用翌々月の4日(4日が土日祝日の場合は、翌営業日)に引き落しされますので、後日利用料金「請求書」「領収書」にて内容を照合してください。利用開始月など口座振替手続きが間に合わない月は、(イ)(ウ)でのお支払いとなります。

② 健康保険の場合

料金・費用は、1回または1ヶ月ごとに計算し、訪問前に料金を連絡いたします。以下のいずれかの方法でお支払いください。

- (ア) 西宮協立脳神経外科病院の窓口にて、現金支払い
- (イ) 訪問時に担当者へ、現金支払い ※できるだけおつりがでないように、ご準備ください。

6. 契約の解除、終了

(1) 契約の解除手続きについて

① 利用者から行う解除手続きについて

事業所に対して契約解除を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。但し、契約者の急変・急な入院などのやむを得ない事情がある場合には申し出が7日前以内であってもこの契約を解除する事ができます。

次の場合、文書で通知する事により事前申し出の期間なしにこの契約を解除する事ができます。

- (ア) 事業所が正当な理由無くサービスを提供しない場合。
- (イ) 事業所が守秘義務に反した場合。
- (ウ) 事業所が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- (エ) 事業者が破産した場合。

② 事業所から行う解除手続きについて

事業所の縮小、休廃止等やむを得ない状況がある場合には、利用者に対してこの契約の解除を予定する日から1ヶ月の期間を置いて利用者に解除理由を示した文書で

通知する事によりこの契約を解除する事ができます。

次の場合、文書で通知する事により 1 ヶ月の事前申し出期間なしにこの計画を解除 する事ができます。

- (ア) 利用者のサービス利用料金等の支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。
- (イ) 利用者が正当な理由無く、サービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- (ウ) 利用者の入院もしくは病気等により1ヶ月以上にわたって利用が出来ない 事が判明した場合。
- (エ) 利用者又は家族が事業所やサービス従事者又は他の利用者に対し、この契約を継続しがたい程の不信行為を行った場合。

(2) 目標達成とサービス修了

栄養ケア計画において、3月毎に見直しの際に目標達成された場合、また、当事業所のサービス利用以外の場面において生活機能の維持が継続できると判断した場合には、当事業所のサービスが修了となります。

(3) 契約の自動終了

次の場合、この契約は自動終了するものとします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者が事業所の通常の実施地域外へ転居した場合。
- ③ 利用者の介護保険の区分が自立と判断された場合。
- ④ 利用者が死亡した場合。

7. 緊急時対応について

事業者はサービス提供時間に利用者の体調の急変が生じた場合には、家族又は緊急連絡 先に連絡すると共に速やかに主治医に連絡し、必要であれば搬送等必要な措置をいたします。

8. サービス利用にあたっての留意事項

事業者は、医師の指示に基づいてサービスを提供します。

サービス提供中の事故やトラブル等を避ける為、以下の事項にご留意ください。

- (1) 利用者は、栄養ケア計画の作成に参画し、可能な限り自立した日常生活を営むように、生活機能の維持または向上に努めること。
- (2) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。
- (3) 職員は、年金の管理や金銭の貸借等の金銭の取り扱いはできません。
- (4) 職員に対する、贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮願います。
- (5) 職員は、療養上の管理及び指導を行うこととされており、それ以外の食事・掃除 などの家事援助や、身体介護をなど行うことはできません。

9. 記録及び保存

サービス内容の記録を行い、5年間保存します。 記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は、利用者及び家族に限って可能です。

10. 事業計画・財務内容等の閲覧について

利用者及びその家族は、希望があれば、当事業所の事業計画や財務内容を閲覧する事ができます。

11. 損害賠償について

事業所はサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・ 身体・財産に損害を及ぼした場合は、契約者に対しその損害を賠償します。

事業者は、賠償責任保険に加入しています。その保険契約の内容については、利用者及び家族の希望があれば、情報開示します。

12. 異常気象時の営業について

営業時間内、又は営業時間前の異常気象時発生の場合は、以下の通り営業を見合わせる 場合があります。

(1) 営業の見合わせ

特別警報発令または、事業所周辺地域に被害が予想される警報等発令時または、職員が公共交通機関の運行停止により出勤手段がない場合。

午前 8 時時点での発令 → 午前の営業を見合わせます。 午前 12 時時点での発令 → 午後の営業を見合わせます。

(2) 営業の再開

特別警報発令時または、警報等発令が解除し営業再開可能となった場合。 訪問手段、経路の安全を確認した上で、訪問業務の実施又は中止を検討致します。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所および、事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由無く第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

利用者及びその家族の個人情報については、秘密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内でのみ使用します。

- ① 利用者の心身の状況など家族に説明する場合。
- ② 介護支援専門員と、介護サービス事業者との連絡調整を図る場合。
- ③ 利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において使用する場合。
- ④ 利用者が体調の急変や入院などで医療機関に受診する場合。
- ⑤ 利用者を他の施設へ紹介するなどの援助を行うに際し、必要な個人情報を使

用する場合。

- ⑥ 事業所内におけるカンファレンス·研修発表など学習のために使用する場合。
- ⑦ 事業所における学生または研修生の受け入れにて使用する場合。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者 犬尾加奈
- (2) 虐待防止ならびに身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 利用者の人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを協議する事業所内の 委員会を設置しています。
- (6) 職員に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを啓発・普及するための研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

【身体拘束廃止について】

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で身体拘束を行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。 以下に、やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件を挙げます。

- ①緊急性:直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が 及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性:身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性:利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 相談及び苦情の受付について

当事業所におけるご相談や苦情は、サービス提供責任者か下記窓口で受付けます。

(1) 相談受付

西宮協立在宅栄養ケアセンター

電話番号 0798-30-6080

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00

(2) 苦情受付

社会医療法人 甲友会

在宅事業部 総務課

電話番号 0798-33-6250

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 所在地 西宮市今津山中町 6-32-301

(3) 公的機関

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課

電話番号 0798-35-3082 受付時間 9:00~17:00

所在地 西宮市六湛寺町 10-3

1.介護保険料金一覧表(2025年4月1日~) (事業所:西宮協立在宅栄養ケアセンター)

1単位につき、10円を乗じます(西宮市の場合)

【居宅療養管理指導料 I 】

	介護 保険 単位	1割 負担額 (円)	2割 負担額 (円)	3割 負担額 (円)		要件	
居宅療養管理指導料(1)(月2回まで)	545	545	1,090	1,635	1回につき	単一建物1人に対して行う場合	
居宅療養管理指導料(2)(月2回まで)	487	487	974	1,461	1回につき	単一建物2人以上9名以下の場合	
居宅療養管理指導料(3)(月2回まで)	444	444	888	1,332	1回につき	(1)(2)以外の場合	

※一時的に頻回に栄養管理の必要があり医師から特別指示が発生した場合、指示日より30日間1月に追加で2回訪問可能

【居宅療養管理指導料Ⅱ】

	介護 保険 単位	1割 負担額 (円)	2割 負担額 (円)	3割 負担額 (円)		要件	
居宅療養管理指導料(1)(月2回まで)	525	525	1,050	1,575	1回につき	単一建物1人に対して行う場合	
居宅療養管理指導料(2)(月2回まで)	467	467	934	1,401	1回につき	単一建物2人以上9名以下の場合	
居宅療養管理指導料(3)(月2回まで)	424	424	848	1,272	1回につき	(1)(2)以外の場合	

※一時的に頻回に栄養管理の必要があり医師から特別指示が発生した場合、指示日より30日間1月に追加で2回訪問可能

2.医療保険料金一覧表(2024年6月1日~) (事業所:西宮協立脳神経外科病院)

1点につき、10円を乗じます

【在宅患者訪問栄養食事指導】

	医療 保険 点数	1割 負担額 (円)	2割 負担額 (円)	3割 負担額 (円)	要件	
在宅患者訪問栄養食事指導(1)(月2回まで)	530	530	1,060	1,590	1回につき	単一建物1人に対して行う場合
在宅患者訪問栄養食事指導(2)(月2回まで)	480	480	960	1,440	1回につき	単一建物2人以上9名い下の場合
在宅患者訪問栄養食事指導(3)(月2回まで)	440	440	880	1,320	1回につき	単一建物10人以上の場合

- ※ 公費受給者証等の種類によっては、負担が軽減される場合があります。
- ※ 難病法に基づく特定医療費受給者証をお持ちの方は、特定医療費自己負担限度額管理票をご提示頂き、 月間自己負担額累計額に達するまでは、該当保険割合分を算定します。

3.保険適応外の料金

食材費、栄養補助食品などの費用は、自己負担となります。

4.予約の取り消し料

	1割 2割 負担額 負担額		3割 負担額	
	(円)	(円)	(円)	
1. 介護保険(I)の場合(税込)	545	1,090	1,635	
(Ⅱ)の場合(税込)	525	1,050	1,575	
2. 医療保険の場合(税込)	583	1,166	1,749	

訪問時不在の場合、もしくは実施が30分未満の場合